

嶺南地域振興促進基金管理規則

平成14年3月27日

規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、嶺南地域振興促進基金（以下「基金」という。）の管理について、その取扱いの適正を期することを目的とする。

(管理方針)

第2条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、元金及び利子別に明確に区分して管理しなければならない。

(基金台帳)

第3条 管理者は、前条に規定する方針に基づき、基金台帳（別紙様式）により管理するものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

嶺南地域振興促進基金管理台帳

区分	積立金・ 利子の別	年 月 日	(千円) 金 額	計 (千円)		運用方法 (種類等)	(千円) 金 額	運 用 条 件		
				積立金累計	利子累計			運 用 期 間	利 率 等	運用先機関等
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
	積・利	. .								
計										